

## 江戸時代の労働時間：旗本・御家人と商家の奉公人

桑原 義毅

東京大学法学部第1類3年

Yoshiki KUWAHARA Working Hours of Samurai Retainers (Hatamoto and Gokenin)  
and Merchants' Servants in the Edo Period

### はじめに

「日本人は勤勉である」という評価がある。朝から晩までよく働き、仕事のクオリティも高いが、休暇も少なければ、残業は多い。日本の会社員が会社のために粉骨砕身働く姿は「企業戦士」と呼ばれ、バブル期には『24時間働けますか』というキャッチフレーズが生まれたほどである。

日本人の勤勉性とその形成に関しては、歴史人口学者の速水融氏が提唱した「勤勉革命論」を代表に様々な議論が交わされている<sup>1)</sup>。そして、過去の日本人の労働時間を現代と比較することは「いつから日本人が勤勉になったか」を明らかにするのに資すると考える。

そこで、本研究ノートでは、江戸時代において、使用者の下で一定の規律に従い働いていた「正社員の」性格を持つ就業者<sup>2)</sup>、つまり、御家人・旗本といった幕藩体制下の官吏と、商家の奉公人、特に資料が豊富にある三井越後屋の奉公人の年間労働時間をまとめ、現代の時間単位で換算して推定し、労働時間の比較材料の提供を試みる。

### 1. 不定時法

江戸時代の労働時間を考える前提として、不定時法から定時法への換算が必要である。現在使われている定時法は、各間隔が等しい24時間制だが、江戸時代に使われていた不定時法は、1日を昼と夜に分けそれぞれ6等分し、一単位を「一刻」とする方法である。昼と夜の一刻は長さ異なる上に、日出・日入時刻が季節・地域によって変わるので、一刻の時間は常に変化した。そのため、江戸時代の書物に時刻の記載がある場合は、定時法に換算しなければ労働時間を把握することができない。

そこで、本ノートでは地理学者の保柳睦美氏が『江戸時代と現代の時刻』で述べた換算法<sup>3)</sup>とそ

れに基づく不定時時刻表(図表1)<sup>4)</sup>に依拠することとする。また、労働時間を推定するにあたっては、夏至・秋分・冬至・春分の4時点での労働時間を計算し、その平均を出すこととする。

### 2. 旗本・御家人の労働時間

旗本・御家人ら官吏の職種は行政を担当する役方と江戸城を警護する番方に二分される。この二方で勤務体制が大きく異なるため、両者の1日あたりの労働時間を推計した上で、休日を踏まえて年間の労働時間をそれぞれ推定することを試みる。

#### (1) 役方の労働時間

江戸城の諸城門が日の出時刻に開いて日没時に閉まるため、そもそも役方の勤務時間は原則として朝から夕方までが限度であった<sup>5)</sup>。江戸城で日勤する役方の武士たちの労働時間について、村井(1964)によると、役方で統一された勤務時間が定められているわけではなく、幕府老中は四ツ時に登城し、八ツ時に退勤し、若年寄は五ツ時に登場し、八ツ時に退勤することとなっていた。また、奏者番・勘定方・大目付・町奉行などは四ツ時登城、八ツ時退勤であったが、それ以外の若年寄より低い地位の役人は当然五ツ時、前に出勤していたであろうと村井氏は考えている<sup>6)</sup>。

これと図表1を基に労働時間を換算<sup>7)</sup>すると、役方の江戸城における1日の労働時間は、4.5時間～6.5時間程度であったことになる。

もっとも 戸森(2023)は、役方の労働は裁量労働制のイメージに近く、自分の屋敷で仕事することもあったと指摘している<sup>8)</sup>。実際に柴田(2000)が紹介した紀州藩の事例では急用があった場合には寄合が家老の邸宅で行われることがあったとされている<sup>9)</sup>。そのため、いわゆる持

図表1 不定時時刻表

東京 (江戸) (139°45' E. 35°39' N.)

| 節気 | 月日<br>(太陽暦) | 六ッ  | 五ッ  | 四ッ   | 九ッ   | 八ッ   | 七ッ   | 六ッ   | 五ッ   | 四ッ   | 九ッ   | 八ッ  | 七ッ  | 昼間一時<br>(いっとき)<br>の概略時間 | 夜間一時<br>(いっとき)<br>の概略時間 |
|----|-------------|-----|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|-----|-------------------------|-------------------------|
|    |             | 時   | 時   | 時    | 時    | 時    | 時    | 時    | 時    | 時    | 時    | 時   | 時   |                         |                         |
| 小寒 | I. 1        | 6.3 | 8.1 | 9.9  | 11.7 | 13.6 | 15.4 | 17.2 | 19.4 | 21.6 | 23.7 | 1.9 | 4.1 | 1.83                    | 2.17                    |
|    | 6           | 6.3 | 8.1 | 9.9  | 11.8 | 13.6 | 15.5 | 17.3 | 19.5 | 21.6 | 23.8 | 1.9 | 4.1 | 1.84                    | 2.16                    |
|    | 11          | 6.3 | 8.1 | 10.0 | 11.8 | 13.7 | 15.5 | 17.4 | 19.5 | 21.7 | 23.8 | 2.0 | 4.1 | 1.85                    | 2.15                    |
| 大寒 | 21          | 6.2 | 8.1 | 10.0 | 11.9 | 13.8 | 15.6 | 17.5 | 19.6 | 21.8 | 23.9 | 2.0 | 4.1 | 1.88                    | 2.12                    |
|    | 31          | 6.2 | 8.1 | 10.0 | 11.9 | 13.8 | 15.8 | 17.7 | 19.8 | 21.8 | 23.9 | 2.0 | 4.1 | 1.92                    | 2.08                    |
| 立春 | II. 4       | 6.1 | 8.0 | 10.0 | 11.9 | 13.9 | 15.8 | 17.7 | 19.8 | 21.9 | 23.9 | 2.0 | 4.0 | 1.94                    | 2.06                    |
|    | 10          | 6.0 | 8.0 | 10.0 | 11.9 | 13.9 | 15.9 | 17.8 | 19.9 | 21.9 | 23.9 | 2.0 | 4.0 | 1.97                    | 2.03                    |
| 雨水 | 19          | 5.9 | 7.9 | 9.9  | 11.9 | 14.0 | 16.0 | 18.0 | 20.0 | 22.0 | 23.9 | 1.9 | 3.9 | 2.02                    | 1.98                    |
|    | 25          | 5.8 | 7.8 | 9.9  | 11.9 | 14.0 | 16.0 | 18.1 | 20.0 | 22.0 | 23.9 | 1.9 | 3.8 | 2.05                    | 1.95                    |
| 啓蟄 | III. 2      | 5.7 | 7.7 | 9.8  | 11.9 | 14.0 | 16.1 | 18.1 | 20.1 | 22.0 | 23.9 | 1.8 | 3.7 | 2.08                    | 1.92                    |
|    | 6           | 5.6 | 7.7 | 9.8  | 11.9 | 14.0 | 16.1 | 18.2 | 20.1 | 22.0 | 23.9 | 1.8 | 3.7 | 2.11                    | 1.89                    |
| 春分 | 12          | 5.4 | 7.6 | 9.7  | 11.9 | 14.0 | 16.1 | 18.3 | 20.1 | 22.0 | 23.9 | 1.7 | 3.6 | 2.14                    | 1.86                    |
|    | 21          | 5.2 | 7.4 | 9.6  | 11.8 | 14.0 | 16.2 | 18.4 | 20.2 | 22.0 | 23.8 | 1.6 | 3.4 | 2.20                    | 1.80                    |
| 清明 | IV. 1       | 5.0 | 7.2 | 9.5  | 11.8 | 14.0 | 16.3 | 18.6 | 20.3 | 22.0 | 23.8 | 1.5 | 3.2 | 2.27                    | 1.73                    |
|    | 5           | 4.8 | 7.1 | 9.4  | 11.7 | 14.0 | 16.3 | 18.6 | 20.3 | 22.0 | 23.7 | 1.4 | 3.1 | 2.30                    | 1.70                    |
| 穀雨 | 11          | 4.7 | 7.0 | 9.4  | 11.7 | 14.1 | 16.4 | 18.7 | 20.4 | 22.1 | 23.7 | 1.4 | 3.0 | 2.34                    | 1.66                    |
|    | 21          | 4.5 | 6.9 | 9.3  | 11.7 | 14.1 | 16.5 | 18.9 | 20.5 | 22.1 | 23.7 | 1.3 | 2.9 | 2.40                    | 1.60                    |
| 立夏 | V. 1        | 4.3 | 6.7 | 9.2  | 11.7 | 14.1 | 16.6 | 19.0 | 20.6 | 22.1 | 23.7 | 1.2 | 2.7 | 2.46                    | 1.54                    |
|    | 6           | 4.2 | 6.7 | 9.2  | 11.6 | 14.1 | 16.6 | 19.1 | 20.6 | 22.1 | 23.6 | 1.2 | 2.7 | 2.49                    | 1.51                    |
| 小満 | 11          | 4.1 | 6.6 | 9.1  | 11.6 | 14.2 | 16.7 | 19.2 | 20.7 | 22.2 | 23.6 | 1.1 | 2.6 | 2.52                    | 1.48                    |
|    | 22          | 3.9 | 6.5 | 9.1  | 11.6 | 14.2 | 16.8 | 19.3 | 20.8 | 22.2 | 23.6 | 1.1 | 2.5 | 2.57                    | 1.43                    |
| 芒種 | 31          | 3.8 | 6.4 | 9.1  | 11.7 | 14.3 | 16.9 | 19.5 | 20.9 | 22.3 | 23.7 | 1.1 | 2.4 | 2.61                    | 1.39                    |
|    | 6           | 3.8 | 6.4 | 9.0  | 11.7 | 14.3 | 16.9 | 19.5 | 20.9 | 22.3 | 23.7 | 1.0 | 2.4 | 2.62                    | 1.38                    |
| 夏至 | VI. 10      | 3.8 | 6.4 | 9.0  | 11.7 | 14.3 | 16.9 | 19.6 | 20.9 | 22.3 | 23.7 | 1.0 | 2.4 | 2.63                    | 1.37                    |
|    | 22          | 3.8 | 6.4 | 9.1  | 11.7 | 14.4 | 17.0 | 19.6 | 21.0 | 22.4 | 23.7 | 1.1 | 2.4 | 2.64                    | 1.36                    |
| 小暑 | 30          | 3.8 | 6.5 | 9.1  | 11.8 | 14.4 | 17.0 | 19.7 | 21.0 | 22.4 | 23.8 | 1.1 | 2.5 | 2.64                    | 1.36                    |
|    | 8           | 3.9 | 6.5 | 9.1  | 11.8 | 14.4 | 17.0 | 19.6 | 21.0 | 22.4 | 23.8 | 1.1 | 2.5 | 2.62                    | 1.38                    |
| 大暑 | VII. 20     | 4.0 | 6.6 | 9.2  | 11.8 | 14.4 | 16.9 | 19.5 | 20.9 | 22.4 | 23.8 | 1.2 | 2.6 | 2.58                    | 1.42                    |
|    | 23          | 4.1 | 6.7 | 9.2  | 11.8 | 14.4 | 16.9 | 19.5 | 20.9 | 22.4 | 23.8 | 1.2 | 2.7 | 2.57                    | 1.43                    |
| 立秋 | 30          | 4.2 | 6.7 | 9.3  | 11.8 | 14.3 | 16.9 | 19.4 | 20.9 | 22.3 | 23.8 | 1.3 | 2.7 | 2.54                    | 1.46                    |
|    | 8           | 4.3 | 6.8 | 9.3  | 11.8 | 14.3 | 16.8 | 19.2 | 20.8 | 22.3 | 23.8 | 1.3 | 2.8 | 2.49                    | 1.51                    |
| 処暑 | VIII. 19    | 4.5 | 6.9 | 9.3  | 11.8 | 14.2 | 16.6 | 19.0 | 20.6 | 22.2 | 23.8 | 1.3 | 2.9 | 2.43                    | 1.57                    |
|    | 24          | 4.5 | 6.9 | 9.3  | 11.7 | 14.1 | 16.5 | 18.9 | 20.5 | 22.1 | 23.7 | 1.3 | 2.9 | 2.39                    | 1.61                    |
| 白露 | 29          | 4.6 | 7.0 | 9.3  | 11.7 | 14.1 | 16.4 | 18.8 | 20.4 | 22.1 | 23.7 | 1.3 | 3.0 | 2.36                    | 1.64                    |
|    | 8           | 4.8 | 7.1 | 9.4  | 11.7 | 14.0 | 16.3 | 18.5 | 20.3 | 22.0 | 23.7 | 1.4 | 3.1 | 2.30                    | 1.70                    |
| 秋分 | IX. 18      | 4.9 | 7.1 | 9.4  | 11.6 | 13.8 | 16.1 | 18.3 | 20.1 | 21.8 | 23.6 | 1.4 | 3.1 | 2.24                    | 1.76                    |
|    | 24          | 5.0 | 7.2 | 9.4  | 11.6 | 13.8 | 16.0 | 18.1 | 20.0 | 21.8 | 23.6 | 1.4 | 3.2 | 2.20                    | 1.80                    |
| 寒露 | 28          | 5.0 | 7.2 | 9.4  | 11.5 | 13.7 | 15.9 | 18.1 | 19.9 | 21.7 | 23.5 | 1.4 | 3.2 | 2.18                    | 1.82                    |
|    | 9           | 5.2 | 7.3 | 9.4  | 11.5 | 13.6 | 15.7 | 17.8 | 19.7 | 21.6 | 23.5 | 1.4 | 3.3 | 2.10                    | 1.90                    |
| 霜降 | X. 18       | 5.3 | 7.3 | 9.4  | 11.4 | 13.5 | 15.5 | 17.6 | 19.5 | 21.5 | 23.4 | 1.4 | 3.3 | 2.05                    | 1.95                    |
|    | 24          | 5.4 | 7.4 | 9.4  | 11.4 | 13.4 | 15.5 | 17.5 | 19.5 | 21.4 | 23.4 | 1.4 | 3.4 | 2.02                    | 1.98                    |
| 立冬 | 28          | 5.4 | 7.4 | 9.4  | 11.4 | 13.4 | 15.4 | 17.4 | 19.4 | 21.4 | 23.4 | 1.4 | 3.4 | 2.00                    | 2.00                    |
|    | 8           | 5.6 | 7.5 | 9.5  | 11.4 | 13.4 | 15.3 | 17.2 | 19.3 | 21.4 | 23.4 | 1.5 | 3.5 | 1.94                    | 2.06                    |
| 小雪 | XI. 17      | 5.7 | 7.6 | 9.5  | 11.4 | 13.3 | 15.2 | 17.1 | 19.2 | 21.3 | 23.4 | 1.5 | 3.6 | 1.90                    | 2.10                    |
|    | 23          | 5.8 | 7.7 | 9.6  | 11.5 | 13.3 | 15.2 | 17.1 | 19.2 | 21.3 | 23.5 | 1.6 | 3.7 | 1.88                    | 2.12                    |
| 大雪 | 27          | 5.9 | 7.8 | 9.6  | 11.5 | 13.3 | 15.2 | 17.1 | 19.2 | 21.3 | 23.5 | 1.6 | 3.8 | 1.87                    | 2.13                    |
|    | 8           | 6.0 | 7.9 | 9.7  | 11.6 | 13.4 | 15.2 | 17.1 | 19.2 | 21.4 | 23.6 | 1.7 | 3.9 | 1.84                    | 2.16                    |
| 冬至 | XII. 17     | 6.1 | 8.0 | 9.8  | 11.6 | 13.4 | 15.3 | 17.1 | 19.3 | 21.4 | 23.6 | 1.8 | 4.0 | 1.83                    | 2.17                    |
|    | 22          | 6.2 | 8.0 | 9.8  | 11.6 | 13.5 | 15.3 | 17.1 | 19.3 | 21.5 | 23.6 | 1.8 | 4.0 | 1.82                    | 2.18                    |
|    | 28          | 6.2 | 8.1 | 9.9  | 11.7 | 13.6 | 15.4 | 17.2 | 19.4 | 21.6 | 23.7 | 1.9 | 4.1 | 1.83                    | 2.17                    |

出所:保柳 (1977) 8頁

図表2 当番表

| 二ノ丸 | 御供番 | 加番 | 本番 | 日   |
|-----|-----|----|----|-----|
| 十六  | 六   | 十一 | 一  | 廿一日 |
| 十七  | 七   | 十二 | 二  | 廿二日 |
| 十八  | 八   | 十三 | 三  | 廿三日 |
| 十九  | 九   | 十四 | 四  | 廿四日 |
| 廿   | 十   | 十五 | 五  | 廿五日 |
| 一   | 十一  | 十六 | 六  | 廿六日 |
| 二   | 十二  | 十七 | 七  | 廿七日 |
| 三   | 十三  | 十八 | 八  | 廿八日 |
| 四   | 十四  | 十九 | 九  | 廿九日 |
| 五   | 十五  | 廿  | 十  | 三十日 |
| 六   | 十六  | 一  | 十一 | 一日  |
| 七   | 十七  | 二  | 十二 | 二日  |
| 八   | 十八  | 三  | 十三 | 三日  |
| 九   | 十九  | 四  | 十四 | 四日  |
| 十   | 廿   | 五  | 十五 | 五日  |
| 十一  | 廿一  | 六  | 十六 | 六日  |
| 十二  | 廿二  | 七  | 十七 | 七日  |
| 十三  | 廿三  | 八  | 十八 | 八日  |
| 十四  | 廿四  | 九  | 十九 | 九日  |
| 十五  | 廿五  | 十  | 廿  | 十日  |

出所：山本(1986)105頁

ち帰り残業のような仕事やそれ以外の屋敷で行っていた仕事に関しては正確な労働時間を把握することが困難である。

## (2) 番方の労働時間

行政職の役方が連続勤務であった一方、警備役の番方は朝・昼・夜の三交代制であった。警備に当たる組数が多く、当番日と非番日が順繰りに回ってくる勤務体制が取られていたため、各組は3～5日に一度の勤務であったとされる<sup>10)</sup>。

番方の勤務体制については、幕末の御徒(番

方の一つ)であった山本政恒(1840-1916)が記した「政恒一代記」が詳しい。「政恒一代記」によると、御徒は一から廿まで組があり、次の当番表(図表2)にしたがって本番・加番・御供番・二ノ丸出勤を6日毎に行っていた。

そして、「政恒一代記」には本番の勤務について次のように記載されている。

当番は組頭共二十五人勤め、組頭は一人づゝ、其当番の内、朝番十二人は、朝六つ半時御門明きを待て登城し、前日の当番より申継を受け勤番す。夕番十二人は、四つ時出宅登城す。さすれば朝番の者帰宅して、又夕六つ時御門締め迄に登城し、不寝番をなす。これを三度番と唱ふ。翌朝御門明きを待て退出す。夕番の者は交代組へ引継をなし退出す。

朝番は「朝六つ半時」から「四つ時」まで、そして「夕六つ時」から「朝六つ半時」まで勤務し、夕番は「四つ時」から「夕六つ時」まで勤務することになる。これはつまり、春分の場合、朝番は15.2時間勤務、夕番は8.8時間勤務、夏至の場合、朝番は13.5時間勤務、夕番は約10.55時間勤務、秋分の場合、朝番は15.33時間勤務、夕番は8.77時間勤務、冬至の場合、朝番は約16.7時間勤務、夕番は7.3時間勤務をしていることになる。

また、加番は本番と同様の勤務をする。御供番は老中・若年寄の出退勤に合わせて勤務するため、4.5～6.5時間程度の勤務である。二ノ丸出勤は不寝番がないため、春分の場合、朝番は3.3時間勤務、夕番は8.8時間勤務、夏至の場合、朝番は4時間勤務、夕番は10.5時間勤務、秋分の場合、朝番は3.3時間勤務、夕番は8.7時間勤務、冬至の場合、朝番は2.7時間勤務、夕番は7.3時間勤務となる<sup>11)</sup>。

御徒は以上4種の勤務を当番表に従って行っており、その労働時間は平均すると5日で約8.9時間<sup>12)</sup>、つまり、1日あたり約1.8時間ということになる。

この「政恒一代記」の事例から、番方の城内での労働時間は、冬至の朝番には1日約16.7時間労働と労働時間が集中することもあったが、平均して1日単位で捉えると非常に短かったことが

わかる。

では、武士たちは非拘束時間を労働から解放されて過ごしていたかという、決してそのようなことはなかった。特に警備の役職に就くような身分の低い御家人は、内職を日常的に営むことで収入を得ていたということが指摘されている<sup>13)</sup>。当時、内職をする時間的な余裕は十分にあった上、武士の内職を禁止するような通達は特に出ていなかった。そして何より、内職などをして世帯収入を増やさなければ生活が成り立たないほど窮乏していたのである。内職の種類も生活用品の制作から金魚の養殖までさまざまであった。阿部(1963)では困窮した御家人が武士の本分に先立って内職に専念しなければならなかった様子が紹介されており<sup>14)</sup>、かなりの時間を内職に充てていたのではないかと考えられる。

このように御家人には官僚制に組み込まれている部分と自営業的な要素が混在していたため、番方の武士が江戸城内外含めて労働に従事していた時間を把握するのは困難なところがある。

### (3) 旗本・御家人の休日

江戸城は政庁と将軍の私邸とが合わさったものであるから、年中無休の体制で動いており、幕府役所において武士が一斉に休む休日は存在しなかった<sup>15)</sup>。しかし、あくまで職務が優先ではあるが、各自の判断によって取ることができる休みは存在した。

幕府の勘定所の規程である享保8(1723)年の「御勘定所勤方覚」には、それぞれが仕事の「御用透」を考慮し、1ヶ月に3日ずつ「在宿」するようにとの定めがあり、これは休日の定めであると解されている<sup>16)</sup>。また、病欠に関わる定めや、死穢・血穢に接したものの出勤を定められた日数の間規制する服忌制度があり、当時は病休のほか親族の不幸や出産による休みが多く、適当に勤務を休む機会が多かったと指摘されている<sup>17)</sup>。

### (3) 旗本・御家人の年間労働時間の検討

旗本・御家人については、城外における労働が存在していたこと、休日の取得実態が不明確であることから、年間の総労働時間を正確に計

算することは困難であろう。しかし、江戸城内での労働時間は休日の日数さえ分かればある程度推定することができる。

ここで、役方については「御勘定所勤方覚」の規定と同じく1ヶ月に3日の休みをとっていたとして年間の労働日数を329日、番方については当番制の出勤であったことから休日取得は無しと仮定する。そして、役方と番方の1日あたりの城内労働時間を上述の通りそれぞれ4.5～6.5時間、約1.8時間と仮定すると、役方の年間の城内労働時間は約1480～2138時間、番方の年間の城内労働時間は約657時間となる。また、実際には病休や服忌制度による休みなどもとっていたであろうことを考慮して、1ヶ月に2日の休みを追加でとっていたと仮定すると、役方の年間の城内労働時間は約1372～1982時間、番方の年間の城内労働時間は約613時間となる。

現代の年間の法定労働時間である2085時間(週40時間×52.14週)と比較すると、役方の城内での年間労働時間は、全体としては現代の法定労働時間に及ばないが、それに近い程度労働している者も一定数存在していたこと、そして、番方の城内での年間労働時間は現代の法定労働時間よりも格段に短いことがわかる。

役方について、裁量労働的に自分の屋敷に持ち帰って仕事をしていた労働時間を考慮すると、現代の年間法定労働時間と同等かそれ以上に仕事をしていたことは十分に考えられる。また、番方についても、城内での労働時間は少なかったとはいえ、生活の困窮から内職に専念しなければならなかったという状況を踏まえると、自営業的に行っていた労働も含めると現代の労働時間とあまり変わらない程度には働いていたのかもしれない。

## 3. 三井越後屋の奉公人の労働時間

### (1) 三井越後屋の奉公人

三井越後屋は、三井高利(1623-94)によって延宝元年(1673)に創業された呉服問屋・小売店であり、江戸・大阪・京都で展開された。当時の商家は、10代前半に丁稚として入店して住込み労働をし、元服の前後に一人前の手代となり、30代以降に暖簾分けを受けて独立するというの

が基本的な労働のあり方であり、三井越後屋では男子奉公人が百人から数百人の規模で住込み労働をしていたとされる<sup>18)</sup>。

## (2) 奉公人の勤怠管理

巨大店舗における奉公人の規律化のために、三井越後屋では個々人の勤務状況を把握する勤怠管理が行われていた。以下では、京本店における手代を対象とした欠勤時間の管理について、「昼夜勤仕録」と「改勤帳」を紹介する<sup>19)</sup>。

### 昼夜勤仕録

「昼夜勤仕録」とは、三井越後屋における欠勤時間の多寡による手代の勤務成績評価の仕組みを示したものであり、江戸・大阪・京都の三都を対象に制定されたものである。

享保6(1721)年の「昼夜勤仕録」では、勤怠管理について次のような仕組みがとられていた。

- ①一日(昼六ヶ時夜六ヶ時)のうち「皆勤」の基準時間を、昼は一年を通して「五時」、夜は九月から二月までは「三時」、三月から八月は「二時」とする<sup>20)</sup>。
- ②一ヶ時休むと「朱星」一つ、病欠は「黒星」一つと勘定して記録する。
- ③夜の勤務時間を一ヶ時超えるごとに「朱星」一つ預りとする。
- ④一ヶ月に「無星」=無欠勤なら「丸勤」、一ヶ月に「朱星」七つ・八つまでは「皆勤」と評価する。

### 改勤帳

「昼夜勤仕録」が制定されたのち、その仕組みを受けて三井越後屋京本店において制定されたのが「改勤帳」となっているとされている。

明和8(1771)年から天明6(1786)年までの期間を記録した「改勤帳」では、おおよそ次のような勤怠管理がされていた。

- ①1日の基準時間を、昼の長い春季は「七時」、昼の短い秋季は「八時」とする。
- ②欠勤のうち、「休足」を「朱星」、「私用他出」を「黒星」とし、一ヶ時の欠勤で星一つの引と勘定する。
- ③「病氣引」、「夜引」は別に記載する。

④「預り星」については「朱星」または「黒星」と相殺する<sup>21)</sup>。

⑤一ヶ月に「星」なし=無欠勤を「大丸勤」、二ヶ時引きまでを「丸勤」、三ヶ時引きまでを「丸勤同前」、一ヶ日引き(春季:七ヶ時、秋季:八ヶ時)までを「皆勤」と評価する。

また、同「改勤帳」には、明和8(1771)年春季の手代個人の65人分の勤務成績が記載されており、これを一覧表にまとめたのが図表3である。

「改勤帳」にて勤務成績が良好な手代には、初寄会にて主人や同輩の前で成績を読み上げられる、「丸勤出番」という特別な外出許可が与えられる、金銭的な褒賞(ただし額はさほど高くない)が与えられる、といった褒賞が与えられることがあった。ただし、与えられるべき役料・小遣いなどから欠勤時間分を差し引くということはなかったことがわかっており、近代の賃労働者の時給などと同様の意味合いにおいて労働時間を評価しているとは言えないと指摘されている<sup>22)</sup>。

## (3) 三井越後屋の奉公人の労働時間

「改勤帳」①によると、1日の労働時間の基準は春季が「七時」、秋季が「八時」である。仮に「昼夜勤仕録」①の基準時間と同様に、一年を通して昼は「五時」(昼六ツ時から昼七ツ時までとする)、春季(三月から八月)は、夜に「二時」(夜六ツ時から夜四ツ時までとする)、秋季(九月から二月)は、夜に「三時」(夜六ツ時から夜九ツ時までとする)勤務するものとして、不定時法に基づいて現代の時間に換算すると、この時間は、春分で14.6時間、夏至で16時間、秋分で16.5時間、冬至で15.6時間となる。これら四つの時間の平均をとると、約15.7時間となる。

つまり、三井越後屋の京本店では平均して一日約15.7時間の労働時間が基準とされていたということになる。

## (4) 奉公人の休日数

三井越後屋の休日数については、宮本・粕谷が『経営史・江戸の経験:1600-1882』の中で表1のデータ等を参考に次のA、B、Cの日数を足して年間の休日数を概算している<sup>23)</sup>。

図表3 改勤帳

第1表 明和8年(1771)春季の「改勤帳」データ

| 記載順 | 名前        | 星柄 | 朱星 | 黒星 | 病氣 | 夜引 | 月平均    | 評価   | 職階      |
|-----|-----------|----|----|----|----|----|--------|------|---------|
| 1   | (朝倉) 五兵衛  | 9  | 17 | 46 | 2  | 0  | 1日5時半引 |      | 組頭(四年目) |
| 2   | (重富) 三右衛門 | 6  | 1  | 9  | 24 | 0  | 4日1時半引 |      | 組頭(二年目) |
| 3   | (石川) 七兵衛  | 9  | 7  | 38 | 0  | 0  | 1日平時引  |      | 組頭(二年目) |
| 4   | (園松) 金助   | 9  | 12 | 32 | 2  | 0  | 1日2時半引 |      | 組頭(一年目) |
| 5   | (西沢) 三郎兵衛 | 9  | 10 | 29 | 2  | 0  | 1日1時半引 |      | 組頭(一年目) |
| 6   | (中井) 太右衛門 | 9  | 0  | 17 | 0  | 0  | 2時半引   | 丸廻り前 | 組頭(一年目) |
| 7   | (島岡) 小右衛門 | 6  | 6  | 27 | 0  | 0  | 5時半引   | 替 勤  | 役頭(二年目) |
| 8   | (上島) 清右衛門 | 4  | 10 | 19 | 14 | 0  | 3日引    |      | 役頭(一年目) |
| 9   | (野崎) 徳右衛門 | 4  | 18 | 44 | 4  | 0  | 1日4時半引 |      | 役頭(一年目) |
| 10  | (田寺) 弥右衛門 | 6  | 21 | 45 | 0  | 0  | 1日4時半引 |      | 役頭(一年目) |
| 11  | (浅井) 彦兵衛  | 6  | 11 | 32 | 1  | 1  | 1日1時半引 |      | 役頭(一年目) |
| 12  | (中塚) 善次郎  | 6  | 5  | 31 | 0  | 1  | 6時半引   | 替 勤  | 上座(二年目) |
| 13  | (山下) 甚蔵   | 6  | 19 | 35 | 1  | 0  | 1日3時半引 |      | 上座(二年目) |
| 14  | (中西) 武右衛門 | 3  | 11 | 14 | 38 | 0  | 6日6時半引 |      | 上座(二年目) |
| 15  | (佐藤) 平蔵   | 12 | 25 | 30 | 0  | 0  | 1日2時半引 |      | 上座(一年目) |
| 16  | (山川) 伝吉   | 6  | 10 | 31 | 0  | 0  | 6時半引   | 替 勤  | 上座(一年目) |
| 17  | (宮島) 金兵衛  | 6  | 18 | 20 | 0  | 1  | 6時半引   | 替 勤  | 上座(一年目) |
| 18  | (菅井) 正次郎  | 3  | 6  | 40 | 22 | 0  | 4日5時半引 |      | 上座替     |
| 19  | (中西) 伊兵衛  | 21 | 0  | 15 | 17 | 4  | 3日2時半引 |      | 平手代     |
| 20  | (辻) 重太郎   | 2  | 4  | 14 | 7  | 2  | 1日4時半引 |      | 平手代     |
| 21  | (永島) 文次郎  | 18 | 5  | 18 | 7  | 1  | 1日5時半引 |      | 平手代     |
| 22  | (植田) 弥助   | 16 | 0  | 14 | 0  | 0  | 2時半引   | 丸 勤  | 平手代     |
| 23  | (田中) 清五郎  | 21 | 0  | 4  | 0  | 1  | 1時半引   | 丸 勤  | 平手代     |
| 24  | (宮崎) 彌助   | 19 | 0  | 5  | 22 | 3  | 3日6時半引 |      | 平手代     |
| 25  | (秋田) 伊助   | 21 | 0  | 13 | 0  | 0  | 2時半引   | 丸 勤  | 平手代     |
| 26  | (馬杉) 文六   | 16 | 0  | 2  | 66 | 1  | 11日平時引 |      | 平手代     |
| 27  | (中川) 勘三郎  | 3  | 1  | 26 | 0  | 0  | 6時半引   | 替 勤  | 平手代     |
| 28  | (園松) 吉次郎  | 5  | 20 | 3  | 0  | 1  | 4時半引   | 替 勤  | 平手代     |
| 29  | (平井) 庄五郎  | 6  | 28 | 10 | 6  | 4  | 2日平時引  |      | 平手代     |
| 30  | (宇野) 友七   | 5  | 2  | 6  | 0  | 1  | 1時半引   | 丸 勤  | 平手代     |
| 31  | (吉川) 基次郎  | 5  | 22 | 10 | 0  | 0  | 5時半引   | 替 勤  | 平手代     |
| 32  | (橋口) 南三郎  |    |    |    |    |    | 替 引    | (替引) | 平手代     |
| 33  | (林) 孫三郎   | 5  | 3  | 5  | 0  | 0  | 1時半引   | 丸 勤  | 平手代     |
| 34  | (川島) 藤五郎  |    |    |    |    |    | 替 引    | (替引) | 平手代     |
| 35  | (木村) 孫次郎  |    |    |    |    |    | 替 引    | (替引) | 平手代     |
| 36  | (野村) 彦七   | 6  | 28 | 0  | 18 | 0  | 3日4時半引 |      | 平手代     |
| 37  | (三宅) 重五郎  | 5  | 30 | 0  | 15 | 1  | 3日1時半引 |      | 平手代     |
| 38  | (林) 文四郎   | 4  | 15 | 5  | 0  | 0  | 3時半引   | 丸廻り前 | 平手代     |
| 39  | (竹村) 勘助   | 6  | 20 | 5  | 0  | 0  | 4時半引   | 替 勤  | 平手代     |
| 40  | (寺井) 勘七   | 5  | 7  | 4  | 0  | 9  | 4時半引   | 替 勤  | 平手代     |
| 41  | (中村) 善七   | 5  | 4  | 0  | 0  | 0  | 平時引    | 丸 勤  | 平手代     |
| 42  | (清水) 弥七   | 4  | 4  | 0  | 89 | 1  | 15日引   |      | 平手代     |
| 43  | (河野) 幸次郎  | 18 | 2  | 0  | 20 | 0  | 3日2時半引 |      | 初元三年目   |
| 44  | (木村) 定四郎  | 17 | 0  | 0  | 0  | 0  |        | 大丸勤  | 初元三年目   |
| 45  | (横江) 伝七   | 15 | 0  | 0  | 0  | 0  |        | 大丸勤  | 初元三年目   |
| 46  | (河貝) 久七   | 16 | 0  | 0  | 0  | 0  |        | 大丸勤  | 初元三年目   |
| 47  | (清水) 理助   | 6  | 37 | 0  | 13 | 0  | 3日引    |      | 初元三年目   |
| 48  | (菅坂) 新三郎  | 10 | 0  | 0  | 0  | 0  |        | 大丸勤  | 初元三年目   |

出所:西坂(2006)206-207頁

A: 正月・花見などの三井越後屋京都店全体の休日からなる年間の休日数 21.5日

B: 表1の月当たりのデータを年換算した欠勤日数の中央値 14.5日

C: 七年に一度与えられる23日間の長期休み「中休み」を年数の7で割った日数 3.3日

A、B、Cを合計して概算される年間の休日数は39.3日となり、年間労働日数は約326日となる。これは三井越後屋の京本店においても妥当すると考えられる。

### (5) 奉公人の年間労働時間の検討

以上から、三井越後屋京本店においては、1日約15.7時間の労働が基準とされており、年間労働日数が約326日であることが分かる。これを元に単純に計算すると、奉公人の年間の労働時間は約5118時間となり、現代の年間法定労働時間である2085時間を大幅に上回る。住込み労働であり、「労働の密度」という点では現代と異なる部分があるとはいえ、非常に拘束時間が長く、過酷な労働環境であったことが推測される。

労働時間だけで見ると、江戸時代の三井越後屋京本店の奉公人は、現代の労働者と同様かそれ以上に「勤勉」であったようだ。奉公人の外出に関する規律違反が頻発しており、手放しに勤労の実現を評価することはできないということも指摘されている<sup>24)</sup>が、その指摘を踏まえても、この労働時間の長さからは「日本人の勤勉性」を読み取ることができるのではないかと。

### おわりに

本研究ノートでは、江戸時代に正社員の性格を持っていた二つの就業者、旗本・御家人といった幕藩体制下の官吏と、商家の奉公人、特に三井越後屋奉公人の年間労働時間を、現代の時間概念に合わせて推計することを試みた。

旗本・御家人については、江戸城内での年間労働時間を、役方は約1372～1982時間、番方は約613時間と推計した。もともと、江戸城外での労働時間の存在が指摘されており、特に番方は城内での労働時間が少なかった分、生活を支えるため内職に相当の時間を割いていたことが予想される。それでも、江戸時代の官吏の本

業部分の年間労働時間を推定できたことは、日本人の勤勉性の検討に資すると考える。

三井越後屋奉公人については、特に京本店の奉公人について勤怠管理の規則・データからその年間労働時間を約5118時間と推定した。住込み労働の特性上か、労働時間は非常に長時間であった。もともと、三井越後屋は江戸時代最大級の商家であり、当時の商家奉公人一般に当てはまるものではないだろうが、現代でいうところの「大企業」における長時間労働からは、現代で「企業戦士」と揶揄されるような「勤勉性」がすでに形成されていたように読み取れる。

今後の課題としては、武士の内職の実態について労働時間という観点から分析して推定の精度を高めるとともに、当時の人口構成の大部分を占めていた農民の労働について、労働時間という観点からどのように評価できるかということが挙げられる。

### 注

1. 「勤勉革命」とは、速水融氏が1976年に提唱した概念で、江戸時代に日本の農村で家畜が行う労働に変わって人間の労働が強化・増加されたことを指す。他にも、武谷(2007)が日本人の労働観としての勤勉の始原と終焉について論じている。また、礒川全次氏が著作『日本人はいつから働きすぎになったのか(勤勉の誕生)』で二宮尊徳や吉田松陰などの勤勉家を通して日本人固有の勤勉性を見出そうとしている。
2. 斎藤(2006)による評価。
3. 換算法の詳しい説明については保柳(1977)に譲る。
4. 図表1は基準地点を東京としている。京都での労働時間を換算する際にずれが生じるが、保柳(1977)で北は仙台あたり、南は九州中部あたりまでの地帯は最大誤差が±3分以内で処理できると説明されているので、誤差として問題視しないこととする。
5. 戸森(2023) 109頁。
6. 村井(1964) 152-153頁。
7. 四ツ時から八ツ時までの労働時間は、春分で4.4時間、夏至で5.3時間、秋分で4.4時間、冬至で3.7時間、平均して4.45時間。五ツ時から八ツ時までの労働時間は、春分で6.6時間、夏至で8時間、秋分で6.6時間、冬至で5.5時間、平均して6.675時間。
8. 戸森(2023) 109頁。
9. 柴田(2000) 51頁。

10. 小川 (1994) 116-117頁、戸森 (2023) 199頁。
11. 加番、御供番、二ノ丸当番の勤務体制について、山本著・吉田校訂 (1986) 95頁-105頁。
12. 秋分の場合、5日で約8.9時間、夏至の場合、5日で約9.2時間であり、秋分の場合、5日で約8.9時間、冬至の場合、5日で約8.6時間である。
13. 戸森 (2023) 68頁。
14. 阿部 (1963) 119-124頁。
15. 小川 (1994) 118頁。
16. 戸森 (2023) 110-111頁。
17. 小川 (1994) 118頁。
18. 西坂 (2006) 33-5頁、宮本・粕谷 (2006) 32頁。
19. 西坂 (2006) 198-210頁。
20. 九月から二月までは昼が短く、三月から八月までは昼が長い、これに合わせて勤務時間を一定になるように定めていると指摘されている。
21. 「昼夜勤仕録」③と同様のものと考えられている。
22. 西坂 (2006) 210-213頁、238頁。
23. 宮本・粕谷 (2006) 32-33頁。
24. 友部・西坂 (2006) 124-125頁。

## 文献

- 阿部善雄 (1963) 「武士の公私の生活」 進士慶幹編著『江戸時代武士の生活』雄山閣出版。
- 小川恭一 (1994) 「幕臣の役職勤務」 日本風俗史学会編著『史料が語る 江戸の暮らし122話』つくばね舎。
- 宮本又郎・粕谷誠 (2009) 「総論」 宮本又郎・粕谷誠編著『講座・日本経営史・第1巻 経営史・江戸の経験:1600~1882』ミネルヴァ書房。
- 斎藤修 (2006) 「武士と手代:徳川日本の「正社員」」 『日本労働研究雑誌』 No.552 労働政策研究・研修機構。
- 柴田純 (2000) 『江戸武士の日常生活』講談社。
- 戸森麻衣子 (2023) 『仕事と江戸時代—武士・町人・百姓はどう働いたか』筑摩書房。
- 友部謙一・西坂靖 (2006) 「労働の管理と勤労間—農家と商家—」 宮本又郎・粕谷誠編著『講座・日本経営史・第1巻 経営史・江戸の経験:1600~1882』ミネルヴァ書房。
- 西坂靖 (2006) 『三井越後屋奉公人の研究』東京大学出版会。
- 保柳睦美 (1977) 「江戸時代の時刻と現代の時刻」 『地学雑誌』 86巻5号 東京地学協会。
- 村井益男 (1964) 『江戸城』中央公論社。
- 山本政恒著・吉田常吉校訂 (1986) 『幕末下級武士の記録』時事通信社。